

五代藩鎮の擧絲絹と北宋朝の預買絹（二・完）

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2341025>

出版情報：史淵. 16, pp.62-92, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

五代藩鎮の舉絲絹と北宋朝の預買絹 (二完)

日 野 開 三 郎

Ⅲ 藩鎮の進獻と舉絲絹

上來詳論せし如き藩鎮の多額の進獻は總て使長個人の名の下に行はれるものであり、従つてそれは正規の稅收以外の手段に依つて求めなければならなかつた。されば進獻盛行の一面には彼等の部内擗取が並行してゐたのである。舊五代史卷七梁書・太祖紀・乾化二年正月の條に

以丁審衢爲陳州。而審衢厚以鞍馬金帛爲謝恩之獻。帝慮其漁民復其獻而停之。

とあり、冊府元龜卷九帝王部・赦宥・天成元年四月甲寅の條に

上。征賦上供國之常典。別申進獻。懼削生靈。云云。

とある等は上述せる進獻と部民擗取との關係を明示せる記事である。尙此の關係を具體的に示す好例として後晉の天福初年に宋州節度使となつてゐた趙在禮の行狀を紹介しておこう。彼は先掲第二表乃至第五表中に見られる如く天福二・三兩年間に錢二萬二千貫、絹六千匹、穀一萬石を獻ぜし外、更に茶三萬斤その他を獻じ、當時の巨額進獻者中でも一際目立つてゐる。かかる巨額の進獻を爲し得たのは云ふ迄もなく彼

が聚斂に長じてゐた爲で、舊五代史卷九晉書・列傳五の彼の傳には彼の聚斂に巧なりしことを

上在禮歷十餘鎮。滑州・天雄軍・滄州・兗州・同州・襄州・襄州・善治生殖貨。積財巨萬。兩京及所莅藩鎮。略在禮歷十餘鎮。宋州・鄆州・許州・秦州(再)・晉昌軍等。

皆邸店羅列。在宋州日。值天下飛蝗爲害。在禮使比戶張幡幟鳴磬。蝗皆越境而去。人亦服其智焉

と記してゐる。此の文面によれば彼はよく治め、よく斂めたのであつてその間に些かも酷剝の行爲は無かつたかの感じを受けるが、事實は此に反してゐたのであつて、五代史補卷三趙在禮拔釘錢の條には

趙在禮之在宋州也。所爲不法。百姓苦之。一旦下制移鎮永興。百姓欣然相賀曰。此人若去可爲眼中拔

釘。子何快哉。在禮聞之怒。欲報拔釘之謗。遽上表更求宋州一年。時朝廷姑息勳臣。詔許之。在禮於

是命吏籍管內戶口。不論主客。每歲一千納之於家。號曰拔釘錢。(中略)是歲獲錢百萬。

と彼の酷剝振りを述べてゐる。五代史補の記事は多く巷間の話柄に屬する類のもので、その記事が直ちに事實であつたとは信じ難いものがあり、拔釘錢の如きも一つの面白き語草の感じはするが、ともかく彼が不法聚斂を行つてゐたこと丈は認められるであらう。先にあけた巨額の進獻はかかる不法聚斂によつて獲た財に外ならず、此のことは舊五代史の彼の傳にも

凡聚斂所得。唯以奉權豪崇釋氏而已。

と明記してゐる。要するに藩鎮の貢獻競進の裏には深酷な部民の搾取が並行してゐたのである、此の漁民の手段として如何なる方法が一般に用ひられてゐたかと云ふに、それは複雑多様であつた。中には舊五代史卷一漢書、劉銖傳に

在任。青州節度使擅行賦斂。每秋苗一畝。率錢三千。夏苗一畝。錢二千。以公用。部內畏之。

とある如く公用の名の下に重斂を擅行した者もあつたが、如何に公用を名としても額外重斂の擅行は非法であり、従つてそれは朝廷の憚る雄藩か、中央の威力の減退した時に於いてのみ實行し得きものであつた。重斂を合法的に行はんとすれば先に述べし根括の場合の如く中央の許可を要したのである、さればかかる額外重斂や根括は聚財手段として一般化せるものではなく（但し雄藩等によつては屢々行はれてゐたが）、寧ろ一般的に用ひられたものは表面合法性を有する方法であつた。而して此の合法的手段にも種々あつた。先に一言せし碾磔・店宅の造營、質鋪の經營、莊園の占有、商業貿易の自營等註八は何れも此の合法的手段に屬するもので、藩鎮諸使は個人の資格を以て自由に此を行ひ得たのである、但し實際には合法的名目の下に權力濫用による非合法的行爲が行はれてゐたことは先に述べし所に依つて明かである。又當時藩鎮には大抵商人がその幕僚として、或は顧問として用ひられ、相結托して利益をはかつてゐるのも、藩鎮の營利事業經營の一面を示せるものである、尙藩鎮の私財蓄積手段として兵額を規定以下に止め、或は手當を悪くして鞘を取る術もあつたが、註一〇此は自らの兵力を弱めるか、士卒の怨恨を買ひ地位を喪失する懼があつたので、必ずしも上策とは云へず、結局合法的手段の假面の下に部民を搾取るを最善としたのである、而して此の合法的搾取の一手段として先述の諸法と共に慣用せられてゐたと思はれるのが稱貸、特に蠶郷では舉絲絹であつた。藩鎮の進獻品目の中心は絹であり、絹の調達は彼等の急とする所であつたのであるから、舉絲絹は稱貸の中で最も一般に用ひられてゐた所と推測される、次に進獻絹と舉絲絹との關

係を具體的に實證しておこう。

已に述べし如く五代藩鎮の舉絲絹は可成り一般化してゐたと思はれるに拘らず、その史料乏しく、筆者の指摘し得たるものは纔かに二例にすぎない。その一例は平盧○青州節度使劉錫であり、他の一例は宋州に治す

節度使常思である。されば舉絲絹と進獻絹と密接なる關係ありとする筆者の見解を立證する直接の材料は

此の兩例の中にもとめなければならぬ、そこで先づ劉錫に就いて見るに、舊五代史卷一の彼の傳、

及び五代中記卷三の彼の傳共に進獻の記事なく、冊府元龜の貢獻・濟軍・輸財等の條にも彼の名は見えない、従つて劉錫の例より舉絲絹と進獻との關係を立證することは出来ない。但し彼は先に掲げし如く公用

の名の下に秋苗一畝三千、夏苗二千の重斂を擅行した漢であるから、舉絲絹が搾取の手段として好んで用

ひられてゐたことを知る参考となすことが出来る。彼は不軌傲慢で後誅せられてゐるから、只蓄財のみを

圖り進獻を以て人主に媚びるが如きことをしなかつたのであらう。之に反し他の一例たる常思に於ては盛

に進獻を行ひそれによつて榮進せるを見るのである。舊五代史卷一周書二の彼の傳に依れば、彼は晋後

の後唐の募兵に應じて戎役に従ひ、累進して後漢の乾祐元年昭義節度使となり、居ること五年、後周の

廣順二年宋州節度使に轉じ、翌三年平盧節度使に移り、在鎮中疾を得、顯德元年卒してゐる、宋州・平盧

の兩鎮は當時富饒を以て知られた地方である。翻つて冊府元龜卷一帝王部・納貢獻の條を見るに、彼は右

の數度の移鎮に際しては勿論のこと、平時に於いても屢々多額の絹その他の進獻をなしてゐるのである。

即ち彼は昭義在任中の廣順元年正月、太子澶州に鎮するを賀するの錢三十萬（三百貫）、及び錢二千五百

貫・布二千五百匹・粟七千石を進じ、又昭義より宋州に移る際入朝して絹三千匹・銀千兩・粟二萬斛・草三萬圍を獻じて居り、註一宋州より平盧に移る際の入朝に於いては前後二回の進獻を行ひ、前回には縑二千五百匹・大純綾五百匹・銀二千五百兩を、後回には金酒器等を獻じてゐる。註二又彼が宋州の擧絲回收權を皇帝に獻じたのも此の時である、而して五代史記卷四の彼の傳に依れば常思は未だ嘗て武功なく、然も恩寵一世に冠絶したと云ふから、彼の榮進は全く移鎮の際や平時の進獻に在つたと云ふ可きであらう。朝廷がかく巨額進獻者を優遇したのは進獻が財政の重要なる一支柱であつた爲である。而して彼が擧絲を行ひ、此を現物に取立てず、權利そのものを朝廷に獻じた事實は進獻絹と擧絲絹との關係に對する筆者の見解を有力に立證するものである。又五代擧絲絹に關する數少き史料の中に進獻絲絹との關係を明示する記事ある

ことはそれが可成り一般的な關係であつたことを物語るものと見て大過あるまい。

かく筆者は中央財政の一重要財源たりし進獻の捻出手段に高利貸があり、それが可成り一般化してゐたことを主張するのであるが、此のことは決して利貸収入の大部分が進獻に化したと云ふ事にはならない。進獻以外にも此に劣らざる高額の費用方面ありしことを認めるのである、その主なるもの若干に就いて一考しておく、

進獻以外の用途として先づ考へられるのは藩鎮諸使自身の享樂的消費であるが、此に就いては詳考を省き、只一例として五代史補卷五韓熙載帷箔不修の條に彼が女僕百人を蓄へてゐたこと見え、又二十人三十人時には四五十人に及ぶ女樂進獻のことが冊府元龜卷一帝王部・却貢獻の條に見えてゐる事を擧げておく。

次は皇帝を取巻く近臣權要への賄賂請托である、此は必ずしも五代に限つた現象ではないが、紀綱紊亂特に甚しき當時に於てはそれが公然と行はれた所に特色が認められる。思へば進獻こそ公然と行はれる賄賂請托の尤なるものに外ならなかつたのであるから、一般賄賂の公行も當然の現象と云ふ可きであらう、

冊府元龜卷一帝王部・納降・同光元年八月の條に

臣竊見。汴人（後梁）兵衆不少。論其君臣將校終見敗亡。趙巖・趙鶴・張漢傑居中專政。締結宮掖。

賄賂公行。每命一統軍必先入金銀千錠。不由勳德。以賂取人。凝智勇俱無。一朝便爲大將。是由入銀爲賄便付兵權。

とあり、同書卷九帝王部・赦宥・同光二年二月巳巳の條に

僞朝（後梁）取士多不擇才。蓋自藩方奏論及因權勢屬託公行賄賂。蔑顧典章。到官唯務於追求。在任莫思於葺理。或聚蓄積。更希後任。或掎斂以報前恩。上下相蒙。遠邇爲害。生靈困斃。

とあり、資治通鑑卷二後唐紀・同光二年二月の條に

郭崇韜初至汴路。頗受藩鎮饋遺。所親或諫之。崇韜曰。吾位兼將相。祿賜巨萬。豈籍外財。但以僞梁之季賄賂爲成風。云云。

とあり、同書卷二後周紀・顯德三年正月の條に

劉彥貞素驕貴。無才略。不習兵。所歷藩鎮專爲貪暴。積財巨億。以賄權要。由之魏岑等爭譽之。

とあるは賄賂公行の風、並びに賄賂と部民虐取との關係を示す例證である。尙類似の記事は少くない。

次に藩鎮諸使はその一身の生命地位を確保する爲に、官健即ち賦税を以て養ふ正規兵の外に、部曲と稱する私兵を有する者が多かつた。當時部曲は單に兵士の意味に用ひられる場合もあつたが、嚴密には官健と區別せられた私兵を指してゐた。註一三資治通鑑卷二後晉紀・天福七年正月の條に

彰武節度使丁審琪養部曲千人。縱之爲暴於境內。云云。

とあり、同書卷二後唐紀・同光三年十二月の條に

上。因勸從榮多募部曲。繕甲兵陰爲自固。云云。

とある等は節度使が部曲の名を以て呼ばれる私兵を擁してゐた例である。尙類似の記事は少くない。又藩鎮諸使の中には特に親軍を優遇し賜與を厚くして身の安全をはかる者もあつた、吳越備史卷一光啓三年十二月の條の周寶卒の原註に

潤州衙軍。以軍額號鎮海軍。寶復置親信。號決勝軍。處之後樓。使其子瑣總之。衆號爲後樓軍。其衣食糧賜數倍於鎮海。云云。

とあり、資治通鑑卷二後晉紀・天福四年七月の條に

初閩惠宗。以太祖元從爲拱宸・控鶴都。及康宗立。更募壯士二千爲腹心。號宸衛都。祿賜皆厚于二都。或言二都怨望將作亂。云云。

とある等はその數例である、又或る者は元從兵なる者を擁してゐた。元從兵は右資治通鑑の記事にも見えるが、更に同書卷二後唐紀・同光三年三月の條に

武寧監軍。以李紹真從李嗣源。謀殺其元從。云云。

とあり、その胡註に

元從。謂舊從李紹真之將士。所謂義故也。

とあるに依つて知られる如く、舊くより藩鎮個人と主從關係を結べる親衛兵で、親從等とも呼ばれ、その轉出移鎮に際しても進退を共にする者が多く、殆んど私兵的性質を有してゐた、又冊府元龜卷九帝王部三・赦宥・天福三年九月己巳の條に

其應在城。魏府馬步軍將應子指揮散員親從左右義勇先鋒。云云。

とて應子なる語が見え、同書卷四將帥・專殺の條に

上。斬應頭將軍鄭溫。云云。

とあり、又資治通鑑卷二唐紀・乾寧三年四月の條に

聽直軍將姚彥章說殷曰。胡註。直應事之軍將也

とあつて應直軍將・應頭軍將等の語が見えるが、此等も亦私兵的性質を有する將兵であつた、應子が私兵なる事は註一五に引用せる記事中に應子を部曲の一種に數へてゐる事によつて知られる。尙此等の私兵・親衛兵の外に、賓幕・門客・幕客・游客等註一四と呼ばれる多數の幕客を養ひ顧問爪牙としてゐた。資治通鑑卷二唐紀・天祐三年正月庚午の條に

是夕紹威帥其奴客數百、與嗣勳合擊牙軍。云云。

とあり、冊府元龜^{卷六}帝王部・發號令・顯德四年二月癸亥の條に

禁内外職官薦遊客于縣鎮。干求財帛者

とある等はその數例である。

さて此等私兵・幕客の維養費や權要への賄賂請托が藩鎮諸使の公定俸祿中より捻出せられ得なかつたことは云ふ迄も無く、その財源は當然進獻と同様諸種の營利事業や不法斂取、又は利貸等に仰がねばならなかつたのである、贈賄と搾取との關係に就いては先掲冊府元龜^{卷九}帝王部・赦宥・同光二年三月己巳の條、

資治通鑑^{卷二}後周紀・顯德三年正月の條等に表れてゐるので再顧せられんことを乞ひ、ここでは利貸と私兵蓄養との關係に就いて史料を擧げておこう。

先に藩鎮舉貸の例を掲げし中に順國節度使杜威なる者が部内に舉貸を強制し、粟百萬斛を利得したことが見える、そこで彼の此の舉貸による巨利の使途を探つて見る。資治通鑑^{卷二}後晉記・開運二年五月己未の條に、

杜威獻部曲步騎四千人并鎧仗。庚申又獻粟十萬石。芻二十萬束。言皆在本道。

とあつて部曲步騎四千人、及び此に要する武器兵糧を献上せんと申出たことが見える、但し彼に献上の眞意の無かつたことは同書^{卷二}後晉記・開運二年九月の條の記事によつて明かである。彼が粟百萬石を擧げ更に百萬石を括し、翌春乏糧期に之を糶つて二百萬緡の錢を收めたのもかかる多數の私兵を養ふ必要に出でしものなることは明かであらう、彼は公主を妻としてゐた關係から特に我意を通し得た者で、四千人の

註一五

部曲も例外的な巨數であらうが、部曲又は此に類せる私兵の擁有は當時の一般的な風潮であつたのであるから、藩鎮はその費用を得んが爲に程度の差こそあれ、部内の人民を搾取せざるを得なかつた譯である。

註一六

但し藩鎮の利貸に關する筆者の檢索史料乏しき爲、その搾取の手段として利貸がどの程度に普及してゐたかは、大勢論によるの外、具體的には立證し得ない。

五代の文獻には節度使等が巨富を積んだ記事が數多く見受けられる。從來本稿に引用せる記事中にもその例が若干見出されるが、尙數例を擧げて見ると、舊五代史卷五唐書・繼韜傳に彼が家財百萬を有し、部下十年を養ふに足りたとあり、同書卷九唐書・劉延期傳に彼が晉の高祖に逐はれて竄匿せんとせし時その家財三十萬貫を惜んだとあり、同書卷一〇九漢書・趙思涌傳に彼の財を籍沒せしに二十餘萬貫に達したとあり

冊府元龜卷四八五邦計・輸財の條には平盧軍節度使房知溫沒しその子彥儒遺財數百萬を受繼ぎ、その中錢三萬貫、絹三萬五千疋、布一萬匹、銀一千兩、金一百兩、茶一千五百斤、絲綿十萬兩を獻じたとある。此等の巨財も要は上述せる如き目的の下に、同じく上述せる如き方法を以て聚斂せられしものと見て差支へあるまい。

以上を要するに藩鎮諸使は進獻賄賂、部曲幕客蓄養費、親兵優遇費等を獲んがために、時に非合法的な斂を行ひしことあるも、一般的には合法行爲の假面の下に個人として諸種の營利事業を行ひ、權力を背景とする強制的高利貸を行つたのであつて、高利貸、殊に學絲絹と進獻との間には密接な關係が認められるのである、然も此の進獻は中央財政の重要な一財源をなしてゐたし、又時には中央政府自らも高利貸を

行つたのであるから、當時の國家財政はその一支柱を直接間接高利貸に置いてゐたと云ふことが出来る。藩鎮諸使も亦賄賂・部曲養養等によつてその政權を維持し得たのであり、その財源の一も亦高利貸にあつたのであるから、地方軍閥も亦その勢力維持の一支柱を高利貸の上に置いてゐたと見て差支あるまい。先に筆者は五代の沿徴を論じ、正税以外に沿徴なる税が民衆の重き負擔となつてゐたことを説いたが、更に藩鎮諸使、中央政府、豪民等の高利貸に搾取せられ、藩鎮や中央政府の高利貸は押付的で殆んど税同様の負擔となつてゐたことを思ひ併せば、五代民衆の苦痛は益々その大なりしことが察せられるのである。

三、北宋朝の預買絹

預買絹の法は北宋時代を通じて行はれた。然し預買絹法がその本來の姿を保ち、本法創始の趣旨を持続し得たのは北宋中葉以前であつて、神宗以後は財政策の犠牲となつて全く歪曲せられ、その性質も一變して終つた。されば預買絹の研究は本法創始の由來より推移の終りに至る迄述べ盡すに非れば完全とは云へないのであるが、本稿では便官上變質以前の考察に主力を置き、以後のそれに就いては簡単に梗概を述べるに止め、詳細は他日機會を見て別の論題の下に扱ふこととする。

I 北宋財政上に於ける絹の位置

北宋朝の預買絹を考察するに際しては先づ絹の北宋財政上に於ける位置より明かにしなければならぬ。然し此の問題は相當複雑であり別に一稿を組む必要があるので、詳細なる考察は後日に譲り、此所では預買絹の研究を進める上に支障なきを期する意味でその一斑を概説するに止める。

北宋時代を通じて絹帛類の國家歳出入額を知るとは史料を缺ぐ爲困難であるが、幸にも續資治通鑑長編卷九七天禧五年末の條に本年（西紀一〇二一）及び至道三年（西紀九九七）の兩年度に於ける歳出總額が掲げられてゐるので、此を整理して表示すると左の如くである。尙参考の爲絲綿の類をも附記しておく。

（表一〇）至道・天禧兩年度絹帛絲綿歳出額表

品別	歳出額	
	至道三年（九九七）	天禧五年（一〇二一）
絹	三、三三三千餘匹	四一、七三七千餘匹
紬	九〇三千餘匹	七六四千餘匹
布	二、〇六三千餘端	一、二九七千餘匹
總	五九千餘匹	五二千餘匹
綾		一〇七千餘匹
羅		二七千餘匹
緞		一一千餘匹
紗		六、七千餘匹
錦		
絲	七、四五〇千兩	三、六三二千餘兩
綿	一、六四〇千兩	一六、五〇〇千餘兩
合計		
絹綿	五、三二六千餘匹	四四、〇〇一、七千餘兩
絲綿	九〇九千兩	二〇、一三、一千餘兩

右表に示されてゐる如く、至道三年の歳出總計五百三十二萬餘匹なるに對し、約二十五年後の天禧五年

には四千四百餘萬匹に達してゐる。尤も右は絹、紬、布その他諸品種の指數總計であり、それ等各品種は夫々價值を異にしてゐたのであるから、此の數字の開きが直ちに實質價值の開きを示すものと云ふことは出来ない。然し右諸品目の中最も價值大なるは錦綺・紗緞であり、羅・綾・絹・紬・布が此に次ぐのであるから、至道三年の統計に見えざる錦綺等の高級品を含み、且つ比較的下級品たる紬の額のみ減少せる天禧五年の歲出實質價值は、至道末年の歲出實質價值に比して、その開きは數字面の開きより大なりと見るを得可く、少くとも八倍を越したことは確實と思はれる。絲綿の増加は絹帛のそれの如く大ならず僅かに二倍である。尙絹帛と絲綿の指數を合すると、至道三年に於いては千四百三十餘萬、天禧五年に於いては六千四百餘萬となる、次に此の絹帛歲出額に對する當時の國家歲出總額を見るに、不幸至道三年のそれは史料無く明かでないが、天禧五年のそれは一億二千六百七十七萬餘であつた。此の一億二千餘萬の數は支出諸品目の指數總計であり、從つてその内容は種々雜多である。如何なる品目が含まれてゐたか盡く知ることとは出来ないが、金銀、錢、絹帛、粟麥が含まれてゐたことは略々確實である。然し絲綿を含んでゐたか否かは明かでない。そこで確實ならざる絲綿を考慮外に置き絹帛のみの支出額たる四千四百萬を此の歲出總計に對比すると、その數字の割合は大約三對一となる。勿論實質價值の割合は此の數字通りではなくその間に多大の差異ありしものと見なければならぬ。然し絹帛は金銀等と共に價值多きもので、比較的等級品たる絹紬の類でも一匹約一貫の價值を有してゐた。又先の一億二千萬中、價值の大なる金銀の占める數は少く、錢、粟麥か最も多かつたのであるから、彼是考へ合すに絹の支出は實質價值より見るも國家總

歳出の三分一を前後してゐたものと認められるのである。尙假に絲綿が加算せられてゐたとすればその率は更に大となる。但し此の場合絲綿二千餘萬の数がそのまま一億二千餘萬の數字中に織込まれてゐると見るは控へる可きで、恐らく二千餘萬兩を斤に直した（一斤は十六兩）一百二十餘萬が計上せられてゐるのではないかと思はれる。何れにしても絹帛絲綿が北宋の財政運用上に頗る重要な位置を占めてゐたことは右の一例によつて充分認められるであらう。然らばかゝる巨額の絹を政府は如何にして調達したか。その手段の第一としては機織工場の官營、第二に折稅絹（兩稅徵收に際し錢穀の代りに絹を納入せしむる法）第三に權利絹（專賣品の賣下に際し代價として絹を納入せしむる法）、第四に和買絹（錢を以て民間より絹を上げる法）、第五に博買絹（錢以外の品物と交換に絹を上げる法）第六に蠶鹽法等が考へられる。而して此所に述べんとする預買絹も亦此等諸法と共に絹帛調達の一重要手段となつてゐたものである。

Ⅱ 預買絹の仕法とその施行地域

預買絹は一に預市絹とも呼ばれ（買、市は同義）、續資治通鑑長編卷四四咸平二年（西紀一〇〇五）五月丁酉の條に

以殿中丞鄆城馬元方權戶部判官。從戶部使陳恕所奏也。元方嘗建言。方春民力乏絕。請豫給庫錢。約至夏秋令輸絹于官。公私便之。朝廷因下其法諸道。令行預買絹蓋始此。

とあるに依つて知られる如く、春時農民が端境期の窮乏に在る時、官より錢（或は他物を以て錢に代へる事あり）を豫貸し置き、夏秋に入り蠶事終るを俟つて絹を以て返済せしむる法、即ち前貸による絹の買上

法を指してゐたのであつて、預は豫と同義で時に預に代へて豫の用ひられる場合もあつた様である。尙右文に對する編者李燾の自註に依れば、文中の「下其法諸道」なる一節以前は宋國史・馬元方傳及び附傳に據り、最後の一句たる「預買絹蓋始此」は范鎮の東齋記事に據りしものなる事が察せられる。預買絹の起原に就いては後文に更めて詳論するが、北宋政府が預買絹の仕法を採入れたのは、范鎮並びに李燾の云ふ如く、大體此の頃であつたと認めて大過ない様である。所が中央の方針が此の預買絹法推行に決すると、忽ちそれは全絹産地に普及したものと見え、范文成公集卷一碑銘・宋故同州觀察使李公李士衡神道碑銘に略。入拜祠部郎中・度支副使。朝廷以兩河屯兵之所擇使爲難。輟公以司法郎中領河北轉運使。建言。民乏泉貨。每春取絹直于豪力。其息必倍。本道歲給諸軍帛七十萬疋。不足則市于民。請使民領受其直。則公私交濟。制從之。今行于諸道。

とあつて李士衡が河北轉運使となつた時、此を河北路に推行したことが見える。續資治通鑑長編卷七は此の推行建言を大中祥符三年（西紀一〇一〇）閏二月己未の條に繋げ、而してその自註に於いて、右と同様の記事が宋國史・李士衡正傳及び附傳、並びに實錄にも見え、本文の繫年は實錄に據りしものなりと述べてゐる。尙宋會要・食貨三七 大中祥符三年閏二月にも同記事が収録せられてゐる。又同書・同冊・大中祥符五年九月の條に

詔。京東・河北諸州民。以大小麥折納預請和市絹錢。宜免其倉耗及頭子錢。

とあつて河北・京東今の山東方面の民が絹價を預請してゐたこと、その支拂に際し絹の代りに大小麥を用ふる

を許されてゐたこと等見え、京東路方面にも預買絹の推行せられてゐた事が知られる。次に同書・同冊。
天聖四年（西紀一〇二六）正月の條に

亳州。淮南東路に屬す言。乞將^{ヲバ}在城倉並諸縣見管斛斗。依在市時價。預支俵與人戶。充和買紬絹價錢。帝可

其奏。云云。

とて天聖年間には淮南地方にも預買絹の法行はれ、特に亳州にては錢の代りに穀を前貸することにしたことが見える。又續資治通鑑長編卷一〇六天聖六年三月辛酉の條に

上。權三司使公事・右諫議大夫・權御史中丞程琳。爲樞密直學士・知益州。成都歲市布織縑數千萬。

以給秦隴軍用。吏多隱剋爲姦。奎令民自保任預貸其直。以期會輸。官民便之。

とあつて同じく天聖の頃より四川方面にも預買絹法の推行せられたことが見える。

以上掲げし諸例證を綜合するに、預買絹法は天聖年間には河北・京東・淮南・四川の諸地方に推行せられてゐたこととなる。而して當時の主要絹産地を見るに、河北・京東・兩浙・四川・淮南等がその中心であつた。従つて預買絹は此等の地方中只兩浙を除けば天聖年間に盡く推行せられてゐたことを文獻的に立證し得た事となる。又兩浙地方に預買絹を推行了た文獻を天聖以前に求めることは筆者の未だ爲し得ざる所であるが、此の地方も他地方同様同法の適用を受けてゐたことと思はれる。それは河北京東と共に天下の三大絹産地として知られた兩浙のみを除外したと考へるのは頗る不合理であり、殊に宋會要・食貨三七冊天禧三年十二月の條に

三司言。望下逐路轉運司。依例與支價錢收買紬絹。從之。

とあつて天禧三年預買絹を天下に推行せしめたこと見え、註一九同書・同冊・天聖二年四月の條には

工部侍郎知李虛己。都官員外郎張暈等言。伏觀。天下州縣每年春初預支官錢。和買紬絹。云云。

とあつて先の推行方針が實現せられ、天聖年間には預買絹は天下州縣の行ふ所となつてゐたとあるのであるから、兩浙地方に於いても預買絹は已に天禧以後、遅くも天聖年間迄には行はれてゐたと見て誤りなきことと思ふ。稍々後年の記録ではあるが、宋史・食貨志・上三・布帛・熙寧七年（西紀一〇七四）の條に

兩浙察訪沈括言。本路歲上供帛九十八萬。民苦備償。而發運司復以移用財貨爲名。增預買紬絹十二萬。詔罷其所增之數。

とあつて、當時兩浙路より上供せし帛九十八萬匹の大部分を預買絹に仰いでゐたこと（備償に苦しむとあるは預買法を意味す）、此の時更に十二萬匹を増したことが見え、從來兩浙路に預買法が相當多額に行はれてゐたことを傳へてゐるのは、本路に於ける預買法の沿革の古きことを暗示せるものと云ふ可く。天聖の頃已に行はれてゐたであらうと推測せる本稿の意見を助けるものと見て差支へあるまい。

要するに預買絹は咸平年間に初められ、それより二十餘年後の天聖年間には天下の主要絹産地に普及してゐたと認められるのである。こうした行使地域の擴大に伴ひその額高も自然膨脹した。續資治通鑑長編

卷一 慶歷七年十二月庚午の條の三司使張方平上言の一節に

略。景祐中天下預買絹一百九十萬匹。去年至買三百萬匹。云云。

とあつて景祐年間(西紀一〇三五頃)、即ち預買絹が略々主要絹産地に普及した天聖末年より纔か四五年後の頃に於いて既に二百萬匹近くの額に達し、更に慶歴六年(西紀一〇四六)、即ち景祐より約十年後には一躍五割増加の三百萬匹に達したことが見える。此の後の總額に關する記録は未だ檢索し得ないが、此の増加の趨勢は國家財政の膨脹註二〇に伴ふ絹帛使用量の増加に對應する必然の現象としてその後も繼續したと思はれる。宋史・食貨志・上三・布帛・神宗即位の年(西紀一〇六七)の條に

京東轉運司請。以錢三十萬二千二百貫給貸於民。令次年輸絹。疋爲錢千。隨夏稅初限督之。

とあつて京東路にて三十萬餘匹の預買を行つたこと見え、又先掲熙寧七年の條の記事に兩浙路の預買絹十二萬匹を増してゐたこと見え、更に元豐三年(西紀一〇八〇)の條に

京東轉運司請。增預買數三十萬。即本路移易。從之。

とあつて京東路の預買額三十萬を増したことの見える等は、零細な史料ではあるが預買絹が財政の膨脹に伴つて(熙寧元豐年間には神宗の改革時代で特に財政が膨脹した)増加せし事を示す例證とするに足らう。かくて預買絹は逐年増加し、慶歴以後は毎年數百萬匹、時には一千萬匹前後の預買が行はれたものと推測される。此の額高に依り預買絹の絹帛調達上に於ける重要性、即ち財政運用上に於ける重要性は説明を俟たずして明かであらう。

Ⅲ 預買絹と和買絹との關係

預買絹は時に和買絹と呼ばれることがあつた。此のことは澠水燕談錄卷九雜錄の中に

五代藩鎮の擧絲絹と北宋朝の預買絹

祥符初王旭知潁州。因歲飢出庫錢貸民。約蠶熟一千輪一緜。其後李士衡行之陝西。民以爲便。今行於天下。於歲首給之。謂之和買絹。或曰預買。云云。

とあり、方勺の泊宅編卷八

祥符中潁州饑。當路者奏出省錢十萬緜。以紓艱食之民。令明年蠶事已終下納緜。謂之和買。

とあつて何れも錢を前貸し、蠶事終る時絹を納めしむるを和買と稱してゐることによつて知られる。殊に澠水燕談錄は和買絹或は預買絹と云ふとあるのであるから、兩者が同意味に用ひられて居たことは紛れなき事實である。和買は元來見錢即時拂を以て物品を買上げるの法を指し、必ずしも絹に限らず、その他の物品の買上に對しても適用せられてゐた。例へば民間より穀物を見錢と引換へに買上げる法をも和買と云ひ、特に他品と區別する爲和糶と稱されてゐた。かく和買は見錢即時拂による買上を意味し、前貸による預買とは全然意味・用法を異にしてゐたのである。然るに全然意義を異にする兩語が絹の買上に於いてのみ互ひに通用したのは何故であらうか。當然そこに特殊の事情が存するものと見なければならぬ。以下此の點に就いて些か考察を加へて見よう。

預買法發達以前に於いても政府は財政運用の必要から年々多額の絹帛買上けを行つて居た。宋會要・食貨三七 景德二年二月の條に

有司言。每歲諸道市納絹百餘萬匹上供。詔蠲三分之一。

とあつて景德元年の頃年々百餘萬匹の上供絹買上けを行つてゐたことが見えるが、景德元年は預買絹法採

用が初めて決定せられた咸平二年より僅かに五年の後で、未だ廣く普及して居なかつた當時であるから、右收買絹額は大部分預買法以外の買上法に依つたものと見る可きである。而して此の預買絹法發達以前に於いて絹帛收買法の中心をなしてゐたものは和買絹法であつた様である。そして此の和買絹法は預買絹法發達以後に於いても以然絹收買法中重要な位置を占めて居た。和買絹に就いては別に論究する心算であるから此所では詳述するを避けるが、その重要性を示す一二の例を挙げると、續資治通鑑長編卷一慶歷二年正月壬戌の條の范仲淹上疏の一節に

臣前知越州。每歲納稅絹十二萬匹。和買絹二十萬。一郡之入餘三十萬。云云。

とあつて越州一郡の和買絹額二十萬匹に及んだこと見え、同書卷一嘉祐三年十二月乙巳の條に

兩川和買絹。以給陝西戍兵。而蜀人苦于重斂。都轉運使曹翺叔爲歲出本路繒錢五十萬。以易軍衣之餘。

遂紓兩川之擾。

とあつて陝西の戍兵に要する絹を兩川地方に於ける和買に仰いで居た事見え、尙同様の記事は尠くない。

北宋時代は貨幣經濟發達の一面として、政府の必需品を國民に課税するよりも、稅收を以て民間より收買する方法が盛に行はれた。而して此の收買に際しては綱紀の弛緩、胥吏の姦策、榨戸の中間搾取等による種々の弊害が多く、名は買上げと稱するも實は民衆への負擔となつてゐた。和買法も政府の收買法の一として如上の弊害より完全に安全たることは得なかつたが、それにしても諸他の買上法に比すれば最も弊害の少き方法であつた。そこで政府も諸物品の買上げに際しては事情の許す限り和買法を適用するにつと

めた。絹買上げ法に於いて和買法が重視せられてゐるのも要は右の如き理由に基いてゐたのである。而して此の和買絹法中心主義は預買法發達以後に於いても變ることなく、爲に預買絹法は右方針の影響を受けて和買絹との間に密接なる關係を生ずるに至つた。宋會要・食貨三七册 天聖四年正月の條に

亳州言。乞將在城倉並諸縣見管斛斗。依在市時價預支俵人戶。充和買絹絹價錢。帝可其奏。云云。

とあつて民に穀を前貸して絹を支拂はしむる法、即ち預買絹法を行ふに當り、此の前貸せる穀は從來行ひ來れる和買絹の支拂錢に代へるものなることを明記して居り、同書・同册・大中祥符五年九月の條にも

詔。京東河北諸州民。以大小麥折納預請和市絹錢。云云。

とあつて、同じく預買絹に用ふる前貸錢は本來和買に用ふ可きものを民の便宜をはかる可く前貸せしものなる意味の記事見え、同書・同册・天聖二年四月の條にも

上。每年春初預支官錢和買絹。云云。

とあつて同様の記事が見える。

以上諸例に依つて知られる如く預買に用ひられる錢は元來和買に用ひられる可きもので、それを民衆の便宜をはかり春の窮乏時に前貸するとの建前をとつてゐたのであつて、いはば預買絹法は和買絹法運用上の一便法たる取扱ひを受けてゐたのである。又前貸の穀物は此れ亦民の便宜に任せ錢に代用する建前にあつたのである。和買絹、預買絹法がその内容に於いて全然相違するものなるに拘らず、時に兩者相通じて用ひられたのは上述の如き事情に由來するものと思はれる。

かく和買絹、預買絹兩法はその特殊な關係から時に相通じてゐたのであるが、もともと此の兩法は内容を異にし、さればこそ兩用語を生じたのであるから、本來截然と區別して用ひらる可きであり、事實預買絹法創始當初に於ては此の區別は守られ後年になつて漸く區別を失ひ混同通用せられるに至つたのではないかと思はれる。そして此の區別の失はれた理由は、預買絹法が大いに普及し、従つて和買絹法が衰退して、その名は依然存続せしも事實は和買絹法なる名稱の下に大抵それが預買絹法化して終つた爲と解せられる、即ち兩絹法の混同は預買絹法普及の結果であり、従つてその混用は後年に於いて甚しかつたのではないかと思はれるのである。兩者混用の記事を傳へた澠水蒸談錄の著者が北宋末の人であり、泊宅編の著者が南宋人であるのも決して偶然と稱す可きではあるまい。要するに預買絹法の普及はその和買絹法との用語の混用を通じても窺はれるのである。

Ⅲ 預買絹の起原及びその利率

預買絹の起原に就いては宋の時既に兩説に分れて居た。その第一説は三司判官馬元方を創始者とする范鎮の説で、その云ふ所は彼の著たる東齋記事補遺に、註二二

太宗時。馬元方爲三司判官建言。方春民乏絕時。豫給緡錢貸之。至夏秋輸絹於官。預買紬絹蓋始於此。と見えてゐる。此の説に賛成する者に北宋編年史の權威たる續資治通鑑長編の著者李燾がある。彼はその名著卷四咸平二年五月丁酉の條に自註を加へ、宋・國史、馬元方傳にも東齋記事に云ふ所と同じ記事が見える事を指摘して范鎮説の信す可き事を明かにしてゐる。但し彼は范鎮の説を全面的に承認したのではな

い。預買絹の創始者が馬元方なることに關しては范鎮の説を認むるも、その創始の年に關しては范鎮の説は誤りなりとしてゐる。即ち范鎮が馬元方の預買絹創始の時代を太宗の頃なりとせるに對し、李燾は馬元方傳により彼の三司判官就任は太宗の時ではなく、次代眞宗の咸平二年五月であるから、預買絹法の創始も此の時以後でなければならぬとなし、范鎮の説に若干の補正を加へてゐる。此に對する第二の説は知潁州王旭を創始者とする王闢の説で、その云ふ所は彼の著たる繩水燕談錄卷九雜錄中に

祥符初王旭知潁州。因歲飢出帟錢貸民、約蠶熟一千輪一縑。其後李士衡行之陝西。民以爲便。今行於天下。於歲首給之。謂之和買絹。或曰預買。始於旭也。

と見えて居る。右文中に「其後李士衡行之陝西」とあるは已に掲げし李士衡の神道碑銘に依つて明かなる如く河北の誤りであり、又李士衡の預買絹施行の時期は先掲續資治通鑑長編及び宋會要の繫年に依つて知られる如く大中祥符三年閏二月である。従つて此に先行せる王旭の預買絹法は大中祥符三年以前でなければならぬ。されば王闢の云ふ大中祥符の初めとは、當時に於ける書法の常例に従ひ元年と解して大過なきものと思はれる。従つて王闢の説に依れば預買絹の創始は范鎮、李燾の説に比して少くとも九年後れることとなる。尙方勺の泊宅編卷八

祥符中潁州饑。當路者奏。出省錢十萬緡以紓艱食之民。令明年蠶事已。緡下納縑。謂之和買。云云。とあるに依れば方勺も亦王闢と同意見を抱いてゐたこと明かで、此の説も相當廣く信ぜられてゐたらしく思はれる。

右兩説の是非に就いては己に李燾が詳細に批判し、その范鎮説を採る可きこと、但しその年代は太宗の時より咸平二年に改む可きこと等を考證して居り、筆者も大中祥符以前に於いて預買絹法の施行者ありし證據歴然たる以上、同じく李燾の意見に従ひ、咸平二年に起原を置くを妥當とする者である。但し李燾は何故にかかる二説が生れしかに就いては全然考へてゐない。又預買絹法を宋朝が行ふに先ち、その母胎をなせし仕法が民間に於いて早くより發達普及してゐたのであるが、それ等に關しても從來の預買絹研究者は餘り注意を拂つてゐない。よつて以下此等の諸點に就いて解明を試みることにする。

北宋時代の豪民が春の窮乏期に貧農に錢粟を貸付け、秋成を俟つて倍稱之息、即ち十割の高利を收め、此が貨殖兼併の主要手段となつて居たこと、及びそれが唐宋五代以來の情勢であつたこと等は己に詳述せし如くである。而して又かかる高利貸附による搾取は蠶郷に於いては當然その産品たる絹帛を對象として行はれたであらうと云ふことも五代學絲絹の研究に於いて論じておいたが、同様のことは宋代の蠶郷に於いても行はれ、絹絲業の利益は高利貸附を通じて生産者より豪民の手に奪はれてゐた。北宋政府が預買絹を創めたのは政府自ら低利にて貸付を行ひ絹絲業者を此等高利貸より救濟せんとするに在つたのであつて此のことは先掲會要及び長編所引の實錄、大中祥符三年閏二月己未の條に

河北轉運使李士衡言。本路歲給諸軍帛七十萬、民間空有繒錢。常預假于豪民。出倍稱之息。及期則輸賦之外。先償逋欠。以是工機之利愈薄。請令官司預給帛錢。俾及時輸送則民獲利而官亦足用。

とあるによつて知られる。尙右李士衡の預買法は此に先行する三司判官馬元方の預買法創始後十餘年を経

て行はれたものであるが、右文面を通讀するに李士衡が河北に預買絹法を行つたのは單に馬元方の法を摸倣せんとしたのではなく、その動機は民間の前貸横行を見、此を制せんが爲に民間よりも低利にて前貸を行はんとせしものなること明かである。此の事實より推すに、預買絹法の創始者馬元方も亦、李士衡の場合と同様、民間高利貸の弊を救はんとして、同じく民間の高利貸に倣ひそれより低利にて貸付けることを思ひ付いたに相違あるまい。即ち預買絹法は蠶郷に於ける民間高利貸に起原を發するのであつて、此の點五代の舉絲絹と相通するものあるを認める事が出来る、然しその施行の目的に至つては兩者全く異なる。

先に述べし如く宋代高利貸附の弊は前代より引續いて甚だしく、官吏中にも之に依つて利殖をはかり部内の人民を擄取する者あるに鑑み、宋朝は建國以來の方針として官吏の貸附行爲を嚴禁し、違犯者は他官吏に對する懲戒の意味をも含めて嚴罰に處して居た。絲絹を對象とする利貸が五代以來民間に行はれ、五代の時已に舉絲絹の名の下に藩鎮に採入れられて居たに拘らず、宋朝に入つては咸平二年の預買絹創始に至る迄約四十年の久しきにわたつて此に類似せる法を行はなかつたのは、開國以來の利貸取締方針に基き此と抵觸する恐ある預買絹の法を避け、主として和買その他の方法によつて須要絹帛を調達してゐた爲と思はれる。而して咸平二年の預買絹法創始は一見從來の利貸廻避方針を一擲せしかの如く受取られ易い事實は決して左様でなく、寧ろ民間高利貸の力を抑壓せんとする從來の方針を一層強化せしめんとしたものであつた。即ち政府は絲絹を對象として前貸を行ふけれども、此の前貸は決して利殖を目的とするものではなく逆に低利貸附により豪民の高利貸附より貧農を救濟せんとするを目的としてゐたのであつて、此

のことは先掲續資治通鑑長編卷八大中祥符九年正月壬申の條に、京東路にて紬絹を預買せし時、時價紬六
百文、絹八百文なりしに拘らず政府は紬八百文、絹千文を前拂ひし、爲に紬絹の市價騰貴をさへ招致した
と見え、同じく大中祥符三年閏二月李士衡が河北にて帛を預買せし時も、預買の目的は豪民の高利貸附を
防ぐに在るを以て特に其代價を優給せよと勅した事見え、又天聖六年三月程琳が四川にて預買絹を行ひし
時も民之を便としたとある等に依つて知られる。此等の記事が示す如く預買絹は前貸による買上法なりと
は云へ、此の前貸には全然利殖の目的を含まず、従つて其利率は極めて低かつたと思はれ、寧ろ史料の中
には何等利息を附せず、前貸と云はんよりも前拂ひと稱するを適當と思はしむる記事さへ傳へてゐるので
ある。又預買絹に使用する錢を多く和買絹用の錢より流用してゐるのも、預買絹に利殖の目的を有せざり
し事を示す有力な證據である。宋史・金貨志・上三・布帛・熙寧三年の條に、右正言李常なる者が、王安
石が財利に急にして預買絹の前貸に五分（五割の意味）の高利を徴するとて、此を非難したとの記事が見
えるから、宋初に於いては利率は此より遙かに低かつたと見て誤りない。王安石の五割の息でも尙豪民の
倍稱之息に比すればその半ばに止まり、此より更に低かつた宋初に於いては確に貧農の受ける惠澤は大き
かつた譯である。宋初の高利貸抑壓方針より察するに、元來預買絹には利息を加算せざるを原則とし、只
不拂者ある場合の政府の損失を顧慮し此を償ふ範圍に於て極めて輕率の利息を加へ、以て貧農の便益を講
じてゐたのであらう。要するに預買絹は前貸による絹の收取たる點に於て五代の舉絹に類してゐたと云
へ、舉絹が高利貸による利殖を目的とせるに對し、預買絹は利殖を目的とせず、却つて民間高利貸の跋扈

を抑へんとするに在つたのであつて、形式に於て相類する兩者もその意義は全く相反してゐたのである。

かく宋朝は民間高利貸附抑壓の目的より咸平二年に至り馬元方の建議を機として預買絹法施行の方針を決定したのであるが、此の決定當時に於いてはその結果が確實に貧民救済の良法たる實をあげ得可しとの自信を有しては居なかつた様である。寧ろ此を行ふ官吏の邀功馳利的根生から抑配註二三或は不當高利加算等の

弊害起り、結局官自ら民を搾取する結果を生むに至らんことを恐れてゐた様である。而して此の憂慮も後世宋が財政困難となり、王安石以下の財利の臣出づるに及んで現實化してゐるのであるから、預買絹法創始當時當局者が抱いた危惧も決して不當ではなかつたのである。かかる當局者の懸念は勢ひ預買絹の施行態度を頗る慎重ならしめた。かの咸平二年初めて預買絹法採用を決定せし時も未だ政府の態度は此を全國的實行に移さんとしてゐたのでなく、只採用の原則を決したにすぎなかつたのであつて、此が愈々全國推行に決したのは此の法を一部地方に試みその成績良好なりしを確めたる後のことであつた。このことは當時の記録に「公私便之。因下其法諸道」とあるによつて察せられる。而してかく天下推行に決して後もその實施には依然慎重を期し、新に此の法を施行せんとする者は中央に奏請してその許可を俟たしめた様である。此のことは大中祥符三年即ち咸平二年より十一年後に於いて李士衡が此の法を河北に推行せんとせし時、河北路に於ける豪民の高利貸付の弊を述べ、此を救ふ爲に預買絹法の必要なるを説き、特に許可を請ふて然る後推行を許され、朝廷も亦その前貸價格を優給す可き注意を附帶して許可してゐる事によつて知られる。但し一度許可を受けたる地方は先例に則つて行ふを許してゐたものの如く、宋會要・金貨册三七

天禧三年十二月の條に

三司言。望下遂路轉運司。依例與支價錢收買紬絹。從之。

とあつて先例に據る預買絹法施行の認められた記事が見える。尤も右記事中には預買紬絹とは斷つてゐないが、右奏請は十二月であり、従つて翌春の貸出し、即ち預買に對する用意たること明かである。

かく預買絹法は従前よりの施行地は先例に據りしも、新施行地に對しては一々奏請して許可を俟たしめたのであるから、その奏請文を読む後人中にはややもすればその奏請が當該一局地内に於ける預買絹法の初施行なるを覺らずして預買絹法そのものの創始なるかの如く理解する者をも生じたに相違あるまい。現に大中祥符三年に於ける李士衡の河北に於ける預買絹法施行は此に先行せるもの一二に止まらざりに拘らず、此の時の様子を傳へた記録は、實錄、神道碑共にその末文に「其後遂推其法於天下」とて恰も李士衡を預買絹法の創始者なるかの如き印象を與へる書法を取つてゐるのである。勿論かかる書法は傳記執筆者が主人公の功績を實際以上に大きく印象づけんとする意識の發露で、他の人物の傳記の場合に於いても同じ書法の取られてゐたものがあつたに相異あるまい。そしてそれに由つて後人を誤らしむる結果を生み遂に預買絹法の創始に關する異説を生むに至つたものと思はれるのである。

預買絹の起原並ひにその創始當時の利率に關する筆者の考察は大體以上の如くであるが、此に聯關して想起せられるのは蠶鹽法の起原である。蠶鹽法とは嘗て筆者が本誌十三輯に於いてその大體を述べておいた如く、春の農民窮乏時に官より鹽を農民に前貸し（鹽は當時專賣品であつた）、絲蠶熟するの日絲絹を以

て代價を支拂はしむる法で、五代・宋を通じて行はれてゐたものである。かく蠶鹽もその仕法を検するに一種の前貸による絲絹の收取に外ならぬのであるから、此の法も亦舉絲絹及び預買絹の例より推して、先づ民間に發達しそれより官に取入れられたのではないかとの考へが一應浮かび上つて来る。以下此の考への是非に就いて簡單に私見を開陳しておこう。

鹽の專賣は唐代に初まり、それ以前は自由に商販するを許され、又專賣法開始後も所謂官賣法と通商法との兩様式が行はれた。官賣法とは官自ら消費者に直接鹽を賣渡す法であり、通商法は官鹽を商人に賣下げ商人をして消費者に販鬻せしむる法である。蠶鹽法は云ふ迄もなく官賣法的一種である。かく專賣法以前は勿論の事、以後に於いても通商法として商人をして販鹽せしむる方針が行はれてゐたのであるから、此等商人は販路の開拓、賣上増加の目的で貧農に對しては掛賣、即ち當時の語で云へば賒賣を行つたものと思はれる。そして此の賒賣は蠶郷に於いては絲絹熟するの日此を以て支拂に充つ可き約束の下に取引される場合が必ずやあつたであらう。かく考へ來れば蠶鹽法も亦民間に發生し、それより官に取入れられたと考へて差支へない様である。殊に預買絹の例を知る者としては益々此の考へに肯定的態度を示さざるを得なすのである。

四、結 語

以上數章にわたつて述べし所により五代の舉絲絹と北宋朝の預買絹との異同は大體明かになつたことと思ふが、尙此所にその要點を一括して理解の便に供するならば、兩者は、

(イ) 前貸による絹の收取と云ふ形式に於いて相通するも

(ロ) 舉絲絹はその前貸が利殖を目的とするに對し、預買絹は利殖の目的を有せず、従つて

(ハ) 舉絲絹は貧農搾取の手段たるに反し、預買絹は貧農救済の手段であつた。

右の如く兩者はその形式に於いて相通するもその意義目的は正反對であり、前者は大衆生活を壓迫する惡法であり、後者は此を救済する良法であつたと云ふことが出来る。即ち此の兩法を對照することによつても五代と宋初との政道の弛張を窺ふことが出来るのである。

然し乍ら宋が預買絹法を貧農救済の一手段として之を運用し、國家の對內的使命とも云ふ可き抑富救貧の理想に精進し得たのは此の法の創始後極めて短き期間の間であつて、創始當時當局者が危惧した弊害は幾何もなく現實となつて續出し、加ふるに北宋中葉以後の漫性的財政難は遂に預買絹法をして逆に農民搾取の惡法に墮落せしめたのである。即ち初めは官吏が納絹不能の恐ある貧農に對する前貸を拒み、却つて前貸の必要な富農に抑配するの弊起り、此と前後して財政難を救ふ一手段として前貸の利率が漸次引上げられ、次いで絹を以てする支拂を、その價格に相當する錢を以て支拂はしむる風起り、此を折帛錢と稱した。折帛錢の徵收は次第に普及し、結局預買絹は錢を貸し高利を加へて錢を支拂はしむる一種の高利貸に變じた。然も弊害は此所に止まらず、後には錢を貸出せずして折帛錢を徵し、爲に南宋時代には折帛錢は一種の税と化して農民の負擔重加となつてゐた。かく預買絹法の變遷中にも宋の政道の弛張、國運の盛衰が反映してゐるのであるが、此の點に就いては後日折帛錢の起原を中心として更めて詳究する心組を有

してゐるので、本稿では只上述の梗概を参考に供して筆を擱くこととする。(完)

註

- 八 五代の藩鎮が親吏を遣して自ら貿易を行つてゐた事は續資治通鑑長編卷一八太平興國二年正月丙寅の條に見える。
- 九 註「四」参照
- 一〇 かかる方法は唐以來行はれ、その最も甚しき例は天德軍に於いて見られる。
- 一一 廣順二年八月の條
- 一二 廣順三年四月及び五月の條
- 一三 部曲は賤民とも鬻係あるもので、詳細は別に研究を俟たねばならぬ。
- 一四 賓幕等の語は五代の文獻に多數見えてゐるが、一例をあげると冊府元龜卷九六帝王部・赦宥・周太祖・廣順元年正月丁卯即位の條には賓幕・門客等の語が見えてゐる。
- 一五 四千餘人の内譯は冊府元龜卷四四邦計部・濟軍・開運二年の條に、廳頭小底牽攏官共せて三千四十四人、馬軍七百七十二人、步軍一千七百七十二人と見え、事實は五千人を超えてゐる。
- 一六 例へば冊府元龜卷四四邦計部・濟軍・開運二年の條に晉州の安叔干が廳頭軍一百人を獻じたことが見える、廳頭軍は註一五の記事に依り、又本文廳頭・直廳軍將等の記事に依り、私兵たること明かであり、此の一例からも當時の藩鎮が一般に少からぬ私兵を有してゐたことを認め得る。
- 一七 史淵十三輯所載、拙稿「五代の沿徴に就いて」参照。
- 一八 鹽壇法に就いては前出「五代の沿徴に就いて」参照、尙後文に於いても論及する筈である。
- 一九 此が預買なることは價錢支與の時期が十二月なることによつて明かである。
- 二〇 國家財政の膨脹に就いては歴史學研究所載、拙稿「北宋時代に於ける貨幣經濟の發達と國家財政との關係に就いての一考察」を参照。
- 二一 攬戸に就いては別に論述する。
- 二二 守山閣叢書本。
- 二三 借入れを欲せざる者に無理貸をなすを云ふ。